

出題のねらい

【1】古代・中世、政治・経済の分野

ヤマト政権が政治制度を整えて発展していく状況、および鎌倉幕府が支配を強める契機となった転換期について史料から問いました。

【2】近世、文化の分野

江戸幕府が比較的安定していた寛永期の文化について、総合的に理解できているかを問いました。

【3】近代、政治の分野

明治憲法の内容と成立背景に関する問題です。

【1】

【解答】(33点)

- |                  |      |
|------------------|------|
| (1) 日本書紀         | (3点) |
| (2) 憲法十七条        | (3点) |
| (3) 和            | (3点) |
| (4) 仏教           | (3点) |
| (5) 冠位十二階(制)     | (3点) |
| (6) 法隆寺          | (3点) |
| (7) 蘇我馬子         | (3点) |
| (8) 承久の乱         | (3点) |
| (9) 源頼朝          | (3点) |
| (10) 鎌倉に幕府を開いたこと | (3点) |
| (11) 北条義時の追討命令   | (3点) |

【解説】

史料Aは『日本書紀』、史料Bは「法隆寺金堂薬師如来光背銘」からの引用です。史料Aについて、(1)～(4)では、憲法十七条について問いました。厩戸王の行った政治改革として、憲法十七条のみでは理解が足りず、同時期の政治システムを総体的に捉えられているかが重要です。設問(5)の冠位十二階制の思想は、身分秩序の形成という点で憲法十七条と連動しています。またこの時期の政治体制を理解するのに欠かせないのが、推古天皇と厩戸王と蘇我馬子の協治体制です。三者がともに協力して物事が進められていました。

史料Bは、法隆寺の創建に関する記事です。

史料Cは、『吾妻鏡』にみえる承久の乱時の北条政子のことばです。源頼朝から受けたご恩をたてに、御家人たちの結集をはかったと解釈することができます。それらのことを踏まえられていれば、「故右大將軍」が頼朝のことであるとわかり、「関東を草創して」も、頼朝が鎌倉に幕府を開いたことであるとわかります。また「非義の綸旨」は、北条政子の視点であり、承久の乱の発端となった北条義時の追討命令であることがわかります。

【2】

【解答】(36点)

(a) 霊廟	(3点)
(b) 権現	(3点)
(c) 書院	(3点)
(d) 数寄屋	(3点)
(e) 桂	(3点)
(f) 朱子	(3点)
(g) 藤原惺窩	(3点)
(h) 林羅山	(3点)
(i) 林家	(3点)
(j) 慶長	(3点)
(k) 酒井田柿右衛門	(3点)
(l) 赤絵	(3点)

【解説】

寛永期の建築・学問・芸術についての基礎的事項を問うています。空欄 a～e は建築に関するもので、一つはこの頃に桃山文化の華やかさを継承する日光東照宮などの霊廟建築が流行り、権現造と呼ばれる様式の神社建築が建てられるようになったこと、もう一つは和風住宅の祖型ともいえる書院造を基礎として、茶室を合わせ持った数寄屋造が離宮などで採用されるようになったことです。後者の有名な建物として桂離宮と修学院離宮があげられますが、後陽成天皇の弟の別邸ということですから、桂離宮の方ということになります。

空欄 f～i は学問に関するもので、江戸幕府でも重用された朱子学について、その始まりに注目しています。鎖国が始まったとはいえ、影響を受けるのはやはり中国の思想で、室町時代から五山の禅僧が重視していた朱子学が幕府にとっては都合のよい思想であったため、容易に受け入れられたようです。幕府の学問を担うのは、林家と呼ばれる林羅山から始まる儒家の一派にあたりますが、元をたどると、五山の禅僧であった藤原惺窩にいきつきます。

空欄 j～l は陶芸に関するもので、その契機としては秀吉による朝鮮出兵(文禄・慶長の役)があげられます。諸大名が朝鮮半島から連れ帰った陶工たちにより、日本でも新たな陶磁器が生産されるようになりました。やはり有名なのは肥前の有田焼で、特に酒井田柿右衛門が開発した独自の絵付の技法は、世界の陶磁器に影響を与えたといわれています。

【3】

【解答】(31点)

(1) a 万世一系	b 元首	c 統帥	
d 兵役			(2点×4)
(2) e (あ)	f (く)	g (お)	(2点×3)
(3) 皇室典範			(2点)
(4) h (さ)	i (す)	j (こ)	(2点×3)
(5) 天皇が主権を有し、国民の自由を制限する内容であったので、その内容が国民に知られると、自由民権派などの反発を招くと考えたため。			(7点)
(6) 森有礼			(2点)

【解説】

大日本帝国憲法の制定過程およびその内容に関する設問です。憲法草案作成作業は、1886年末ころから国民に対しては極秘のうちに進められました。国民の自由を大きく制限する内容であったため、その内容が国民に知られると、自由民権派などの反発を招くと考えられたためです。ドイツ人顧問ロエレルらの助言を受けて、伊藤博文を中心に、井上毅・伊東巳代治・金子堅太郎が起草に当たりました。その草案は、天皇臨席のもとに枢密院で審議がかさねられ、1889年2月11日、大日本帝国憲法(明治憲法)が公布されました。

憲法は、天皇が定めて国民にあたる欽定憲法の形をとり、天皇と行政府にきわめて強い権限があたえられていました。天皇は統治権のすべてを握り、文武官の任免、国防方針の決定、陸海軍の統帥、宣戦・講和や条約の締結など、議会の関与できない大きな権限を持っていました。

天皇主権のもと、立法・行政・司法の三権が分立し、それぞれが天皇を補佐することとされました。帝国議会は、貴族院と衆議院からなりますが、衆議院の立法権行使は、華族や勅任議員などからなる貴族院の存在によって実質的に制限されていました。国民は、法律の範囲内で、所有権の不可侵、信教の自由、言論・出版・集会・結社の自由を認められました。